定例公安委員会開催概要

令和７年４月２日、次のとおり定例会議を開催しました。

１　審議・報告事項

⑴　金融機関との特殊詐欺等の被害拡大防止に係る情報連携協定の締結
金融機関との特殊詐欺等の被害拡大防止に係る情報連携協定の締結について報告を受けた。

吉本委員長から、「この協定が効果を発揮して、特殊詐欺等の被害が減少することを期待している。トラブルが発生しないよう、情報の取扱いは慎重に行っていただきたい。」旨の発言があった。

⑵　令和７年春の全国交通安全運動の実施
令和７年春の全国交通安全運動の実施について報告を受けた。

⑶　北海道警察警備隊前期集合訓練及び新任幹部実戦塾の実施
北海道警察警備隊前期集合訓練及び新任幹部実戦塾の実施について報告を受けた。

⑷　夜間灯火設備の整備等による災害対策の強化
夜間灯火設備の整備等による災害対策の強化について報告を受けた。

吉本委員長から、「ヘリコプターを使用して離島を視察しているが、災害発生時の孤立化防止という観点からの対策も必要であると実感している。必要な場所に漏れなく整備していただきたい。」旨の発言があった。

２　決裁・報告事項

⑴　運転免許の取消処分
運転免許の取消処分を行った。

⑵　風俗営業者（社交飲食店）に対する取消処分
札幌方面管内の社交飲食店が、職業安定法（昭和22年法律第141号）第63条第２号に該当し、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第26条第１項に該当するとの説明を受け、同社交飲食店の営業許可の取消処分をすることとした。

⑶　風俗営業許可申請（社交飲食店）の不許可処分
札幌方面管内における風俗営業許可申請（社交飲食店）について、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第４条第２項第２号、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例（昭和30年北海道条例第77号）第３条第１項第２号オに規定する風俗営業の営業制限地域に該当するとの説明を受け、同申請を不許可処分とすることとした。

⑷　古物商に対する取消処分
札幌方面管内の古物商が、古物営業法（昭和24年法律第108号）第４条第２号及び同条第11号に該当し、同法６条第１項に規定する許可の取消事由に該当するとの説明を受け、同古物商の営業許可の取消処分をすることとした。

⑸　大阪府公安委員会からの援助要求
大阪府公安委員会からの警察職員等の援助要求について説明を受け、援助を行うこととした。

⑹　審査請求の受理
　公文書一部開示決定処分及び公文書不開示決定処分に対する審査請求の受理について報告を受けた。

⑺　苦情、直接通報及び要望・意見の受理
　公安委員会宛て苦情、直接通報及び要望・意見の受理について報告を受けた。

⑻　苦情の調査結果
　公安委員会宛て苦情の調査結果について報告を受け、回答内容を決定した。

⑼　直接通報の調査結果
　公安委員会宛て直接通報の調査結果について報告を受けた。